

2008年1月16日
連続セミナー第1回
「持続可能な社会のためのODAと公的融資」

ODAと公的融資の 環境社会配慮ガイドライン

地球・人間環境フォーラム
満田 夏花(みつた・かんな)

2

開発金融機関、輸出信用機関（ECA） の環境社会配慮政策

- 1980年代後半～：世銀などの国際開発金融機関(MDBs)の融資事業に対する批判の高まり 環境社会配慮政策へ
- 1990年代～：二国間融資機関(JBIC、各国輸出入銀行など)、貿易保険 OECDコモンアプローチ
- 2000年代～：民間金融機関 赤道(エクエーター)原則など

3

環境社会配慮確認のための 国際協力銀行ガイドライン（経緯）

- 日本のODAや公的融資に環境社会配慮政策を盛り込む必要性の高まり
- 日本輸出入銀行、海外経済協力基金の統合をきっかけに、ガイドラインを統合・強化
- 研究会の立ち上げ(2000年10月)
 - JBICの環境部局の職員、学識者、国会議員、NGO、環境庁、大蔵省、外務省、経済企画庁の職員が「個人」の立場で参加
 - 「提言」のとりまとめ
- 2002年4月策定、2003年10月施行

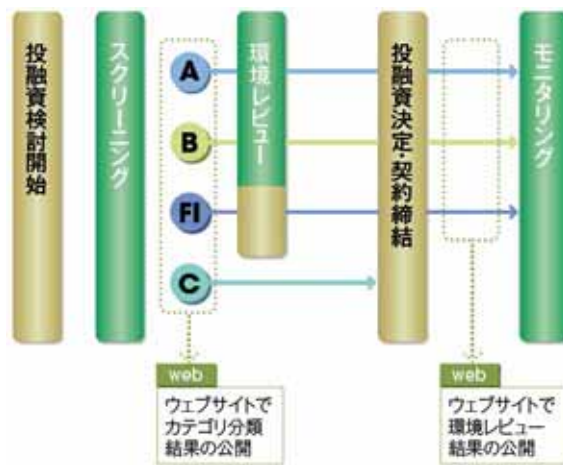
4

環境社会配慮確認のための 国際協力銀行ガイドライン（構成）

- 「本行は、融資等を行うプロジェクトが環境や地域社会に与える影響を回避または最小化し、…プロジェクト実施主体者により適切な環境社会配慮がなされていることを確認し、もって開発途上地域の持続可能な開発に寄与する。」
- 第1部：(主としてJBICが行うべきこと、手続き)
 - 第2部：
対象プロジェクトに求められる環境社会配慮
カテゴリAに必要な環境アセスメント報告書 など

5

環境社会配慮確認のための 国際協力銀行ガイドライン（手続き①）



5
JBIC環境・社会行動レポートから抜粋

環境社会配慮確認のための 国際協力銀行ガイドライン（手続き②）

- カテゴリ分類: セクター、規模、特性、地域
 - カテゴリA: 重大で望ましくない影響
 - カテゴリB: 望ましくない影響がカテゴリAより小さい
 - カテゴリC: 最小限かあるいは全くない
 - カテゴリFI: 融資承諾前にサブプロジェクトが特定できない
- カテゴリ分類にしたがって環境レビューを実施

6

環境社会配慮確認のための 国際協力銀行ガイドライン（手続き③）

- カテゴリAに求められる要件
 - 環境アセスメント報告書
 - 住民移転基本計画(大規模非自発的住民移転が発生する場合)
 - 環境アセスメント報告書の現地での公開、閲覧可能、コピー取得
- ※JBICもカテゴリ分類結果をウェブサイトに公開。
カテゴリAの環境アセスメント報告書を情報センターにて公開

7

プロジェクトに求められる 環境社会配慮①

- (基本的事項)
- 計画段階での検討・調査
 - 代替案の検討—影響の回避、最小化、軽減措置(対策)
 - モニタリング、環境管理計画の必要性(検討する影響の範囲)
 - 広範。合理的な範囲で二次的、派生的な影響も。

8

プロジェクトに求められる 環境社会配慮②

■ 社会的合意

□プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要

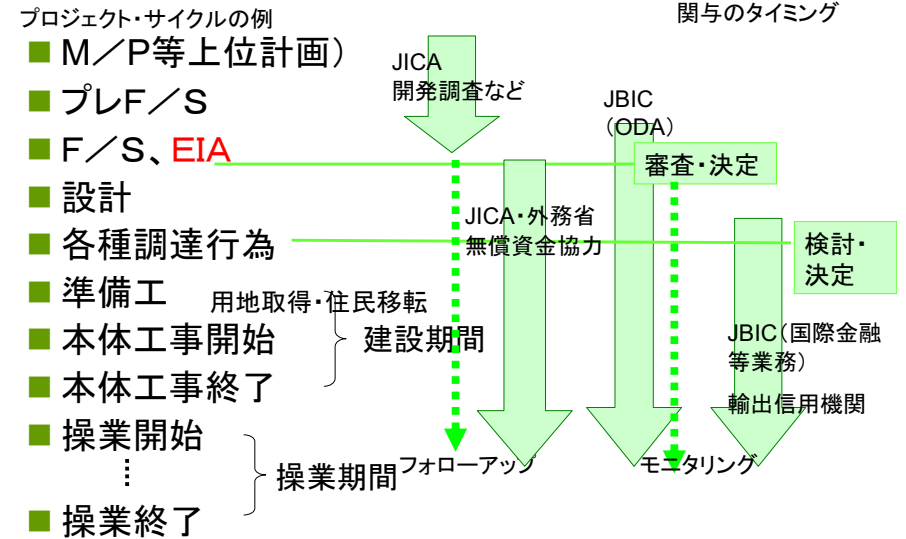
■ 非自発的住民移転と生計手段の喪失

- あらゆる方法をつくして回避
- 対象者と合意の上で実効のある対策
- 以前の生活水準や
- 収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復
- 参加の促進

■ 先住民族

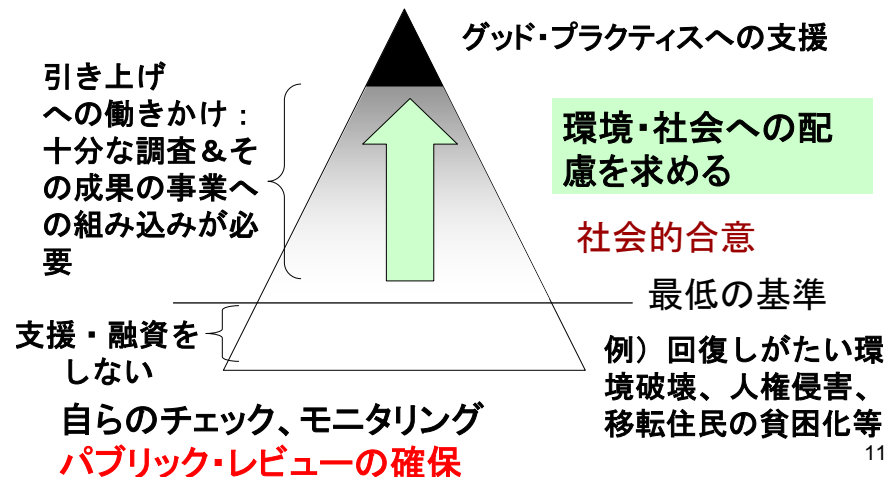
先住民族に関する国際的な宣言や条約の考え方に沿って、土地及び資源に関する先住民族の諸権利が尊重されるとともに、十分な情報に基づいて先住民族の合意が得られるよう努めねばならない。

JICA、JBIC(ODA)、JBIC(国際金融等業務)の関与、
協力・融資の意思決定のタイミング



※M/P: マスタープラン、F/S: 実施可能性調査、EIA(環境影響評価)

JBIC/JICA 環境社会配慮ガイドラインの理念の実現のために：
良い事業への支援と破壊的な事業の回避、
事業の質の向上のための働きかけ



ありがとうございました